

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年10月8日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)琵琶湖・守山リゾートSC
守山市今浜町字七番 2620-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
大和システム株式会社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号 京阪神不動産御堂筋ビル
代表取締役社長 上島 貫志
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 別添図面4(1) 1、2、3、6 午前9時から午後10時まで
イ 別添図面4(1) 4 午前9時から翌午前4時まで
 - (2) 変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 別添図面4(1) 1、2、3、6 午前9時から午後10時まで
イ 別添図面4(1) 4 午前9時から翌午前6時まで
- 4 変更年月日
平成20年9月18日
- 5 変更の理由
商品の現地調達を進める予定であったが、予定どおりに進まず、岐阜市の配送センターからの配送になり、配送時間が長時間かかり到着が遅れる可能性があるためである。なお、搬出入車両の台数について変更はない。
- 6 届出年月日
平成20年9月17日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1 新館2階
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1 東館3階
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成20年10月8日から平成21年2月9日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 21 年 2 月 9 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1